

古座川町

第6次長期総合計画

清流“古座川”と
共生するまち

— 清流と笑顔を未来につなぐまちづくり —

令和7年4月
古座川町

ごあいさつ

平素より町行政に深いご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。



さて、古座川町は平成 27（2015）年度から令和 6（2024）年度までの 10 年間を計画期間とする「古座川町第 5 次長期総合計画」を策定し、「豊かな心と生きがいを育む町 古座川」を将来像とし、各種施策を推進してまいりました。

この間にも人口減少や少子高齢化が進んでおり、今後ますます持続可能な地域社会の形成や、行政サービスの持続可能性の確保に取り組む必要があると考えています。これらの課題に対応し、今後 10 年間のまちづくりを計画的に進めていくために「古座川町第 6 次長期総合計画」を策定しました。本計画は、第 5 次長期総合計画の基本理念である「未来につなぐまちづくり」を継承し、将来像を「清流“古座川”と共生するまち—清流と笑顔を未来につなぐまちづくり—」としています。

古座川町は令和 8（2026）年に町政施行 70 周年を迎えます。本町の豊かな自然や、先人たちが培ってきた歴史・文化を継承して未来へつないでいくためにも、この計画が新たなまちづくりの出発点になるものと信じています。計画の点検・評価を実施しながら、各施策に取り組んでまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、この計画の策定に携わっていただいたすべての皆様に、心から御礼申し上げます。

令和 7 年 4 月
古座川町長 大屋 一成

第1編 総合計画とは	1
第1章 計画の趣旨	2
第2章 計画の構成と期間	2
第3章 計画の位置づけ	3
第4章 計画の進行管理	4
第5章 計画の実現に向けて	4
第2編 基本構想	5
第1章 まちの将来像	6
第2章 まちづくりの基本姿勢	6
第3章 まちづくりの基本目標	7
基本目標 1 豊かな自然と暮らしがつながる安全・快適なまち	
基本目標 2 豊かな自然と産業がつながる賑わい・交流のまち	
基本目標 3 人と地域がつながり支え合う健康・福祉のまち	
基本目標 4 ふるさとの過去と未来をつなげる教育・文化のまち	
基本目標 5 地域への想いがつながる協働・共創のまち	
第3編 前期基本計画	9
重点プロジェクト	
第1節 重点プロジェクトとは	10
第2節 重点プロジェクト	10
基本目標 1 豊かな自然と暮らしがつながる安全・快適なまち	
基本施策 1-1 防災・消防	12
基本施策 1-2 交通安全・防犯・消費生活	15
基本施策 1-3 道路	17
基本施策 1-4 交通	19
基本施策 1-5 水道	20
基本施策 1-6 住宅・公園	22
基本施策 1-7 情報化	24
基本目標 2 豊かな自然と産業がつながる賑わい・交流のまち	
基本施策 2-1 環境保全・環境衛生	26
基本施策 2-2 農業	29

基本施策 2-3	林業	32
基本施策 2-4	水産業	34
基本施策 2-5	商工業（雇用・創業）	35
基本施策 2-6	観光・交流	37

基本目標3 人と地域がつながり支え合う健康・福祉のまち

基本施策 3-1	健康・医療	40
基本施策 3-2	子育て・児童福祉	43
基本施策 3-3	高齢者福祉	45
基本施策 3-4	障がい者福祉	47
基本施策 3-5	地域福祉	49

基本目標4 ふるさとの過去と未来をつなげる教育・文化のまち

基本施策 4-1	幼児教育・保育	52
基本施策 4-2	学校教育	53
基本施策 4-3	生涯学習・青少年健全育成	56
基本施策 4-4	スポーツ	58
基本施策 4-5	文化・芸術	60

基本目標5 地域への想いがつながる協働・共創のまち

基本施策 5-1	協働・共創	62
基本施策 5-2	コミュニティ活動	63
基本施策 5-3	人権・男女共同参画	65
基本施策 5-4	移住・定住	67
基本施策 5-5	情報発信	68
基本施策 5-6	行財政運営	70

資料編

1	策定の経過	74
2	審議会委員名簿	75



第1編

総合計画とは

古座川町では、平成 27（2015）年度から令和 6（2024）年度までの 10 年間の計画期間とする「古座川町第 5 次長期総合計画」において、『豊かな心と生きがいを育む町 古座川』をまちの将来像とし、その実現に向けて町政運営を進めてきました。

この間にも、人口減少や少子高齢化が進み、それらに伴う労働力人口の不足のほか、グローバル化やデジタル化の進展、地震や台風などの自然災害、地球温暖化等の環境問題への対応など、本町を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化しています。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、本町においても様々な地域活動が中止・休止を余儀なくされ、地域コミュニティの活力の低下が懸念される一方で、「紀伊半島一周高速道路」の整備が進んでおり、古座川インターチェンジ（仮称）を基点とする新しいまちづくりが期待されています。

こうした背景から本町では、多様化・複雑化する地域課題の克服に向け、今後 10 年間のまちづくりの方向性を示す最上位の指針として、「古座川町第 6 次長期総合計画」を策定し、総合的かつ計画的な行政運営を進めていきます。

本計画は、「基本構想」と「基本計画」で構成され、内容と期間については次のとおりです。

基本構想

基本構想は、まちの将来像とそれを実現するための基本施策の方向性などを示すものであり、令和 7（2025）年度を初年度とし、令和 16（2034）年度を目標年度とする 10 年間の長期構想です。

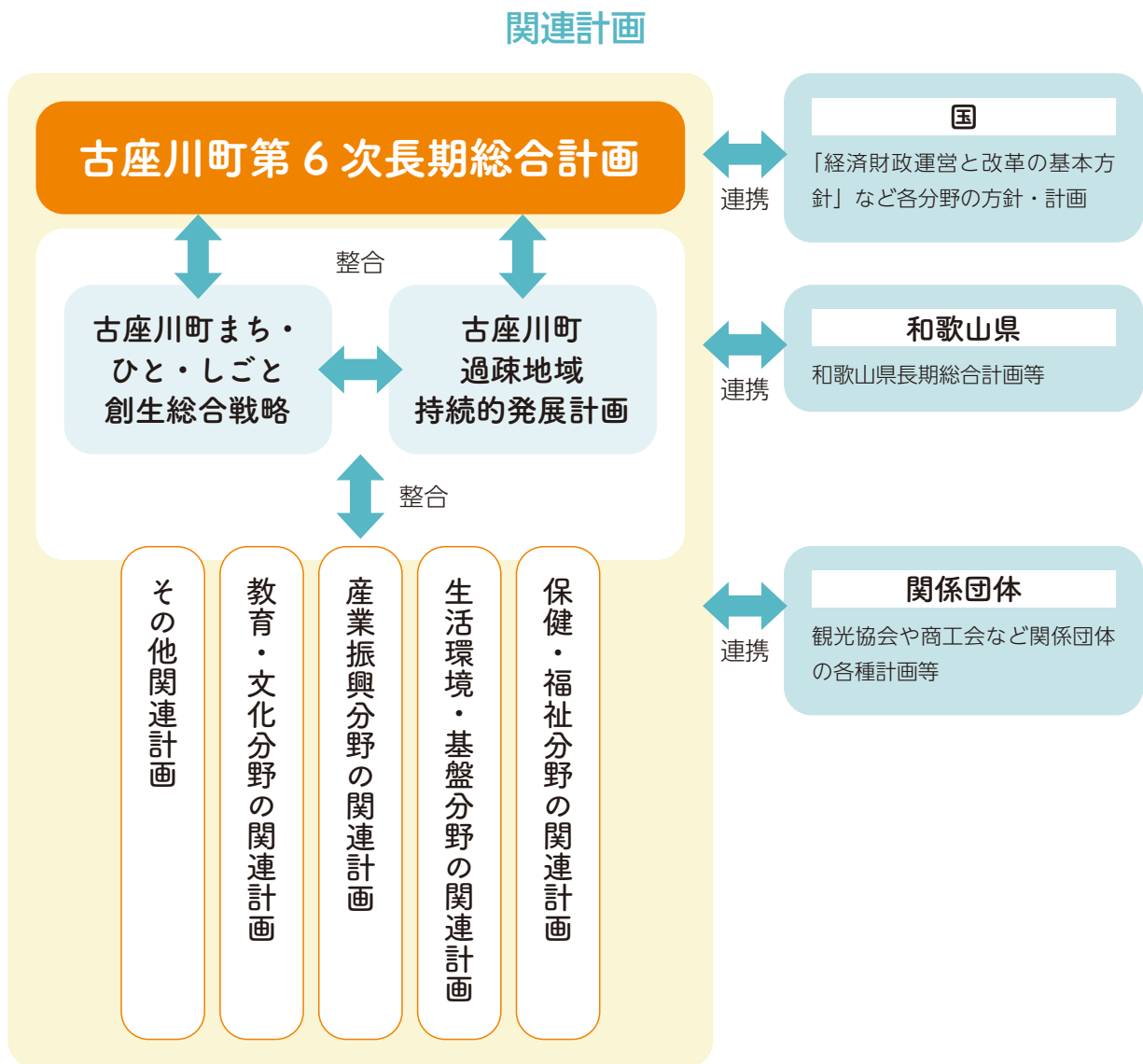
基本計画

基本計画は、基本構想で定める施策の体系に基づき、今後取り組むべき主要な施策などを各行政分野にわたって定めています。計画期間は、前期の目標年度を令和 11（2029）年度、後期の目標年度を令和 16（2034）年度とし、適切な進行管理と施策展開を図っていきます。

長期総合計画の計画期間

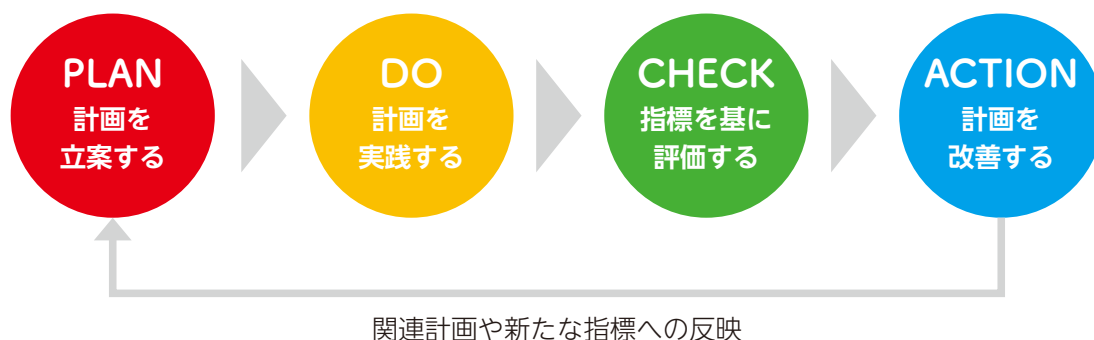
西暦（年度）	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
令和（年度）	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
基本構想	基本構想									
基本計画	前期基本計画									
						後期基本計画				

本計画は、まちづくりの方向性を示し、行財政運営を総合的かつ計画的に進めるための最上位計画です。本町の幅広い行政分野にまたがる計画である「古座川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「古座川町過疎地域持続的発展計画」をはじめ、各行政分野の個別計画は、総合計画と整合性を図りながら策定されます。



本計画は、役場組織の目標管理と連動させながら、PDCA（「計画（Plan）」→「実行（Do）」→「評価（Check）」→「見直し（Action）」）サイクルによる評価・改善を実施するとともに、外部組織である総合計画審議会においても、その進捗状況を管理します。

PDCA サイクルによる推進



本計画の実現・実行に向け、行政経営の視点をもって、役場組織として最大限の力を発揮するために次のことに取り組みます。

職員の能力の最大化

人材こそが最も重要な資源であると捉え、人材育成や地域課題の解決につながる組織体制（外部人材の登用を含む。）の構築を図り、職員がそれぞれの能力を発揮できる仕組みづくりに取り組みます。

積極的に地域の現場に出向き、住民をはじめ関わる人々と対話を重ねながら、チームでまちづくりに取り組み、職員のチャレンジを応援する組織づくりに取り組みます。

持続可能な財政基盤の構築

財政規律を明確にし、事務事業の見直しを進めながら健全な財政運営に努め、公共施設の老朽化への対応など、今後の財政上の課題に対する資金を確保します。

また、ふるさと納税などの新たな自主財源の確保にも取り組み、持続可能な財政基盤の構築を目指します。

第 2 編

基本構想

“古座川”は、その源を大塔山に発し、平井川、添野川、佐本川、三尾川や小川と、たくさんの支流を擁して大きな流れとなり、太平洋へと注いでいます。

古くから“古座川”は私たちの暮らしの中心にあり、森と海を、流域の集落と人々をつなぐ大切な役割を果たしてきました。この“古座川”に代表される豊かな自然と、自然と共生する中で育まれた地域の文化を、現代に生きる私たちが力を合わせ、未来につないでいかなければいけません。

そのためには、私たち一人ひとりがふるさつを見つめなおし、豊かな自然や文化、人々のつながりといった地域の貴重な資源について、改めて考える機会が必要です。そして、住民、団体、事業者と行政が力を合わせ、それらの資源を地域の魅力へと磨き上げ、その魅力に共感する人々の輪を広げながら、協働・共創につなげていく持続可能なまちづくりを目指します。

清流“古座川”を中心とした、まちづくりに取り組む住民の元気があふれ、関わるすべての人々の笑顔が絶えないまちを目指して、“あがら一緒に”歩んでいきましょう。

町の将来像

清流“古座川”と共生するまち

— 清流と笑顔を未来につなぐまちづくり —



みんなで対話し、つながり、
わくわくするまちづくり



まちづくりの主体は、“古座川”に関わるみなさん一人ひとりです。地域のイベントや伝統行事などの共有体験の中で、多様な人々とつながり、それぞれの想いに触れ、このまちの未来について対話しながら、遊び心をもってまちづくりに取り組んでいきましょう。

将来像を実現するために、5つの「基本目標」を定め、29の「基本施策」を推進します。

基本目標1 | 豊かな自然と暮らしがつながる安全・快適なまち

地震や津波、台風や豪雨などの甚大化する自然災害に備えるため、まちの強靭化を進めるとともに、地域の防災力の強化を図り、安全・安心なまちづくりを推進します。また、豊かな自然と生活基盤が調和した、人と自然が共生する快適なまちづくりに取り組みます。

基本目標2 | 豊かな自然と産業がつながる賑わい・交流のまち

先人から受け継いだ農業、林業や水産業の振興を図るとともに、豊かな自然や景観をはじめとした地域資源を観光などの産業分野に活かし、新たな人の流れを生み出しながら、自然環境の保全と地域の経済活動が調和・循環する仕組みづくりに取り組みます。

基本目標3 | 人と地域がつながり支え合う健康・福祉のまち

人口減少・少子高齢化が進む中で、すべての住民が世代を超えてつながり、支え合いながら、住み慣れた地域で末永く、健康で生きがいをもって暮らすことのできるまちづくりに取り組みます。

基本目標4 | ふるさとの過去と未来をつなげる教育・文化のまち

地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支える仕組みを整え、誰もが楽しくともに学び合うことのできるまちづくりを推進します。また、魅力ある地域の伝統文化を守り育て、継承していくまちづくりに取り組みます。

基本目標5 | 地域への想いがつながる協働・共創のまち

住民、団体、事業者や行政をはじめ、このまちに関わる多様な人々・機関が、連携・協力してまちづくりに取り組み、地域の魅力を発掘・発信していくことのできる仕組みづくりを推し進めます。

施策の体系は、以下のとおりです。

施策の体系



第 3 編

前期基本計画

重点プロジェクト

重点プロジェクトとは

重点プロジェクトとは、基本構想に基づき、今後5年間で特に力を入れて推進する、行政分野を横断するような取り組みです。

前期基本計画の5年間では、コロナ禍で希薄化し、まだ完全に戻っていない人や地域の“つながり”に焦点を当て、その“つながり”をより強固にするための4つのプロジェクトに取り組みます。

重点プロジェクト

① 地域防災力の強化

地域のつながりで災害に備えるために、自主防災組織の育成・活動支援に加え、防災士の育成など、地域で防災について学び、活動できる機会の提供に努め、地域防災を担う人づくりに取り組みます。また、役場、消防団、自主防災組織やその他の機関・団体との連携・協力にも力を入れ、地域全体で防災力の強化に取り組みます。



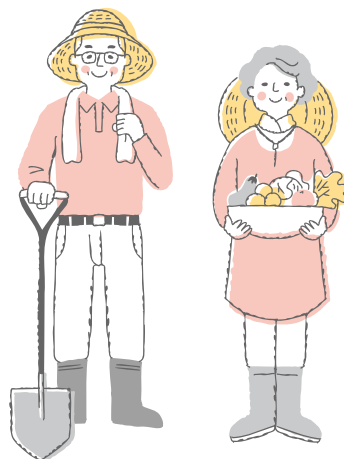
② 観光・交流のプラットフォームづくり

古座川町への新たな人の流れをつくり、地域との交流を生み出すため、ぼたん荘を中心とした観光・交流拠点の機能強化に取り組みます。また、高校や大学といった教育機関との地域連携にもより力を入れ、学生・教職員との連携・交流の中で、地域課題の解決や魅力づくりに取り組むための基盤づくりを推進します。これらを通じて“古座川”の魅力に共感し、協働・共創する人々の輪を広げていきます。



③ 食でつながる コミュニティづくり

食には人を和ませ、心を開く力があります。コロナ禍で減少した地域における共同の調理・食事の機会を再生させるべく、住民・団体と連携し、料理教室などの食育活動や、居場所やサロンでの食を囲む機会、郷土料理など生産から調理に至る食文化を継承する機会の提供に取り組みます。また、子どもたちに向け、地元食材による給食の提供や、焼き芋やもちつき大会など、地域での食を通じた共有体験の機会を創出します。



④ 行政経営の推進

よい組織でなければ、よいサービスは提供できないと考え、自治体の組織・財政に関する改革に取り組みます。DXの視点や外部人材の知見を取り入れながら業務改革を進め、職員がしっかりと地域に向き合い、能力を最大限発揮できる組織づくりに取り組み、住民の満足と職員のやりがいの両立を目指します。



基本施策 1-1 | 防災・消防

基本方針



災害から住民の命と暮らしが守られ、被害が最小限に抑えられるよう、地域防災力の向上に努め、総合的な防災対策を推進します。

数値目標

目標項目	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)	出典・留意事項
自主防災組織の数	13 団体	22 団体	
消防団員充足率	66.7%	83.3%	条例定数に対する充足率

現状と課題

- 本町では、台風や近年多発する集中豪雨による水害・土砂災害の発生に加え、南海トラフ地震による河口地域での津波の被害が想定されています。災害を乗り越え、被害を最小限に抑えるためには、日ごろからの地域のつながりが大切です。そのため、自主防災組織の設立・活動支援などを通して、地域の中でお互いに協力し合える体制を整え、総合的な防災対策を推進する必要があります。
- 本町の消防・救急体制については、常備消防は申本町へ業務委託し、非常備消防として古座川町消防団を組織し、消火・救助等の活動を行っています。消防団員の高齢化や入団者の減少が進む中、組織の見直し、団員の確保や装備品・資機材の整備を推進し、地域の消防力の強化に取り組む必要があります。また、大規模災害を想定し、関係機関との連携の強化や、受援体制の整備が求められています。

関連する 個別計画	古座川町地域防災計画 古座川町業務継続計画 古座川町国土強靱化地域計画 古座川町耐震改修促進計画 第2期古座川町まち・ひと・しごと創生総合戦略 古座川町過疎地域持続的発展計画		
関連する SDGs	 目標 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	 目標 11 住み続けられるまちづくりを	

主要施策

主要施策① 地域防災力の向上

【総務課・健康福祉課】

地域の自主防災組織の設立・活動支援などを通して、住民同士で防災について考え、行動する機会を創出し、自助・共助の意識の高揚を図ります。

また、関係機関が連携し、災害時の避難行動要支援者の情報を共有するなど、地域における避難支援体制を確立します。

災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のデジタル化に加え、インターネットを用いた発信手段を整備し、住民が適切に情報収集できるよう運用していきます。

主な取り組み

- 自主防災組織の設立・活動支援
- 防災訓練・講習会の実施
- 防災士の育成
- 避難行動要支援者の避難支援体制の強化
- 防災行政無線のデジタル化事業

主要施策② 防災体制の強化

【総務課】

災害発生時における災害対策本部のマネジメント力を強化し、町として重要な業務を継続できる体制や受援体制を構築するとともに、必要となる防災備蓄品の計画的な確保・保管を進めます。

大規模災害を想定して、平常時の準備や災害時の対応における、町・消防団・自主防災組織や関係機関との連携を強化し、危機管理体制の充実を図ります。さらに、民間事業者とも連携し、被害拡大の防止や早期の復旧・復興に向けた体制整備を図ります。

主な取り組み

- 地域防災計画の改訂・運用
- 業務継続計画（BCP）の改訂・運用
- ハザードマップの作成
- 防災備蓄品の計画的な確保・保管
- 災害時における民間事業者との協力・連携の強化

主要施策③ 消防・救急体制の充実

【総務課】

火災や災害から住民の生命・身体・財産を守るため、串本町消防本部と連携しながら、消防団への加入促進、研修・訓練を実施して、人材の育成と資質の向上に努めます。また、消防団の車両や資機材、消防水利等を計画的に整備・更新していきます。

また、高齢化の進展に伴う救急需要の高まりや、災害の激甚化等の社会環境の変化に的確に対応するため、消防の広域化・共同化を推進し、消防・救急体制の維持・強化を図ります。

主な取り組み

- 串本町への消防・救急業務の委託
- 消防指令センターの広域化・共同化
- 消防団員の確保
- 火災予防の啓発
- 串本町消防本部との連携の強化
- 消防水利・防火水槽の維持管理
- 消防団の資機材・車両の整備・充実
- AEDの整備と周知



基本施策 1-2 | 交通安全・防犯・消費生活

基本方針



犯罪を未然に防ぎ、誰もが安心して歩くことのできるまちづくりを推進します。

数値目標

目標項目	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)	出典・留意事項
刑法犯認知件数	6件	0件	
交通死亡事故発生件数	0件	0件	

現状と課題

- 本町は、その人口規模と住民同士のつながりによる見守りもあって、もともと犯罪や事故が少ない町です。しかし、近年、特殊詐欺やインターネットを介した不正送金、悪質な強盗事件が社会問題となっており、また、こどもたちもSNSなどを通して犯罪に巻き込まれる機会が増加していることから、警察・学校など関係機関と連携した防犯対策に取り組む必要があります。
- 交通安全対策としては、交通指導委員会や住民団体、警察と連携して、街頭啓発やこどもたちの見守り活動を実施しています。少子高齢化が進む今後は、高齢者向け安全運転の啓発により力を入れるとともに、本町の地理的条件から、公共交通のあり方も併せて検討していく必要があります。

関連する 個別計画	第2期古座川町まち・ひと・しごと創生総合戦略 古座川町過疎地域持続的発展計画		
関連する SDGs	 11 住み続けられるまちづくりを	 17 パートナリプで目標を達成しよう	目標 17 パートナリプで目標を達成しよう

主要施策

主要施策① 交通安全・防犯対策の推進

【総務課】

交通安全運動週間や毎月の街頭啓発を中心に、関係機関・団体とともに交通安全の啓発・教育を推進します。また、カーブミラーの設置や白線（道路標示）の塗り直しなど、交通安全施設の整備・更新を進めます。

防犯対策では、あいさつ・声かけ・見守り運動の奨励、地域での防犯灯設置の支援、防犯カメラの設置と適正な管理により、日頃から地域ぐるみで防犯体制の強化に努めます。

主な取り組み

- 交通安全意識の啓発
- 運転免許証の自主返納への支援
- 防犯意識の啓発
- 安全な道路環境の維持管理
- 防犯灯の設置・電気料金への支援

主要施策② 安全な消費生活の確保

【地域振興課】

消費者トラブルの未然防止に向け、関係機関・団体と連携し、啓発や情報提供の充実、相談体制の強化を図ります。

主な取り組み

- 消費者生活相談体制の整備（新宮・東牟婁地域消費生活相談窓口の設置）
- 消費者行政の啓発
- 通話録音装置の購入への補助

基本施策 1-3 | 道路

基本方針

誰もが安全で快適に移動でき、広域的なアクセスの向上を図るために計画的な道路インフラの整備を推進します。

数値目標



目標項目	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)	出典・留意事項
5年間の町道改良延長	0.91km	1.0km	道路台帳
5年間の町道舗装補修延長	5.95km	2.5km	道路台帳
長寿命化対策を行った橋梁数	7件	10件	

現状と課題

- 道路インフラは、住民生活や経済活動を支える重要な社会資本であるとともに、災害発生時には物資輸送及び避難道路として重要な役割を果たします。

本町の主要道路については、国道371号と7路線ある県道が骨格をなしており、それらに幹線町道及び生活道路が連係して道路網を形成していますが、生活道路の一部は幅員が狭く、緊急車両の進入が困難な箇所があり、防災上の課題となっています。

そのため、紀勢自動車道古座川インターチェンジ（仮称）の整備を契機とし、計画的に町内道路網の整備・改良を推進・促進する必要があります。

関連する 個別計画	古座川町まちづくり基本構想 古座川町国土強靱化地域計画 古座川町橋梁長寿命化修繕計画 古座川町道路トンネル個別施設計画 第2期古座川町まち・ひと・しごと創生総合戦略 古座川町過疎地域持続的発展計画		
関連する SDGs	 目標9 産業と技術革新の基盤をつくらう	 目標11 住み続けられるまちづくりを	

主要施策

主要施策① 国・県道の整備促進

【建設課】

高速道路及び広域的な交通アクセスの向上に向け、国・県道の未改良区間の早期整備等を関係機関に積極的に要請していきます。

主な取り組み

- 国道改良の促進
 - 紀勢自動車道（串本～太地間）の整備促進
 - 国道 371 号（平井～佐田間）の整備促進
 - 国道 371 号（添野川～佐田間）の整備促進
- 県道改良の促進
 - 県道田原古座線の IC アクセス道路の早期工事着手の要請
 - 県道すさみ古座線（添野川～すさみ町界）の早期工事着手の要請
 - 県道串本古座川線（三尾川～串本町界）の整備促進
 - 県道古座川熊野川線（下露～松根間）の整備促進
- 高速道路関連の残土処理施設の整備

主要施策② 町道の整備

【建設課】

町道・農道・林道は、住民生活に最も密着した生活基盤であり、町道大柳高瀬線、立合相瀬線をはじめ、主要道路を補完する道路の改良や維持補修を計画的に進めます。

また、長寿命化修繕計画に基づき、橋梁・トンネルの定期点検と長寿命化工事を進め、域内道路網の安全性・信頼性の確保を図ります。

主な取り組み

- 町道改良事業
 - 町道大柳高瀬線
 - 町道立合相瀬線
- 町道維持管理事業
- 橋梁維持修繕事業
- トンネル点検事業

基本施策 1-4 | 交通

基本方針



交通手段を有しない利用者にも配慮した、利便性の高い公共交通体系の構築を推進します。

数値目標

目標項目	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)	出典・留意事項
ふるさとバス利用者数	12,248人	12,000人	

現状と課題

- 本町では民間の路線バスの廃線に伴い、住民の日常生活における交通手段を確保するため、平成14年2月からコミュニティバス「ふるさとバス」を運行しています。
自家用車の運転が困難な高齢者等の移動においては、公共交通の利便性の向上が必要不可欠です。今後は、「ふるさとバス」の路線の見直しを含め、新たな交通体系の仕組みの検討が必要です。

関連する 個別計画	古座川町まちづくり基本構想 第2期古座川町まち・ひと・しごと創生総合戦略 古座川町過疎地域持続的発展計画		
関連する SDGs	 目標 9 産業と技術革新の基盤を つくる	 目標 11 住み続けられるまちづくりを	

主要施策

主要施策① 公共交通を中心とした移動手段の利便性の向上

【総務課など】

現在のコミュニティバスの路線の見直しや、既存のスクールバスや移動支援事業との合理化を図りながら、地域での支え合いによる移動手段の検討を進め、利便性の高い交通体系の構築を進めます。

主な取り組み

- ふるさとバスの運行
- 既存の移動サービスの効率化
- 新たな移動サービスの検討
- 交通不便地域の生活者への支援

基本施策 1-5 | 水道

基本方針



安全な水を安定して供給するため、災害に強い給水体制を構築しながら施設の維持管理と健全運営を推進します。

数値目標

目標項目	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)	出典・留意事項
給水人口率（上水道・簡易水道）	63%	64%	
有収率（簡易水道）	80%	83%	

現状と課題

- 水道は、健康で快適な生活に一日も欠かすことのできない、最も重要な社会基盤です。本町には、水道法の適用を受ける簡易水道が1事業7施設、水道法の適用外の飲料水供給施設及び簡易給水施設が46施設あります。簡易水道施設については、老朽化した施設の更新が課題となっています。また、飲料水供給施設及び簡易給水施設については、その運営を各地区等が担っており、施設の老朽化と管理者の高齢化により維持管理が困難な状況に陥っています。

関連する 個別計画	古座川町簡易水道事業経営戦略 古座川町地域防災計画 古座川町国土強靱化地域計画 第2期古座川町まち・ひと・しごと創生総合戦略 古座川町過疎地域持続的発展計画		
関連する SDGs	 目標 9 産業と技術革新の基盤を つくろう	 目標 11 住み続けられるまちづくりを	

主要施策**主要施策① 水道施設の維持管理**

【建設課】

安全な水を将来にわたって安定的に提供し続けるため、施設・設備・管路の適正な維持管理に努めます。

また、水源から給水栓に至る各段階での日常のリスクの評価と管理を徹底するとともに、災害・事故発生時の応急給水・業務継続・復旧の体制強化に努めます。

主な取り組み

- 簡易水道施設の維持管理
- 簡易水道施設の漏水調査
- 老朽化した簡易水道施設の更新
- 給水車の運用

主要施策② 水道の健全運営の推進

【建設課・地域振興課】

住民に対し、節水意識の啓発を図るとともに、経営の効率化を進め、水道事業の持続可能な運営に努めます。また、各地区で管理している飲料水供給施設等については、水源の確保や維持管理の費用を補助し、その運営を支援します。

主な取り組み

- 水道事業の安定経営の推進
- 飲料水供給施設等の維持管理への支援

基本施策 1-6 | 住宅・公園

基本方針



安定した住宅の供給に取り組むとともに、豊かな自然と調和した公園を整備することにより快適な住環境づくりを推進します。

数値目標

目標項目	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)	出典・留意事項
公営住宅の入居率	91.8%	100%	
空き家バンクの登録件数(延べ)	44件	60件	

現状と課題

- 公営住宅は、安心して暮らすことのできる住生活のセーフティネットであり、現有施設の適正管理に努めるとともに、需給動向や老朽化の状況に基づき、必要な長寿命化・更新と管理戸数の適正化を進める必要があります。
- 人口減少が進む中、空き家の増加が懸念され、地域の特性も踏まえた定住促進や、少子高齢化に配慮した住環境づくりが求められており、その目的に応じた町単独住宅の整備や、津波や洪水等の災害を想定した住宅地を整備する必要があります。
- 公園・緑地は、健康づくりや憩いの場として、また、こどもたちをはじめ、住民や来訪者の交流の場として、さらには災害時の避難場所として、適切に整備・維持管理していくことが求められています。

関連する 個別計画	古座川町まちづくり基本構想 古座川町耐震改修促進計画 古座川町公営住宅長寿命化計画 古座川町空き家等対策計画 第2期古座川町まち・ひと・しごと創生総合戦略 古座川町過疎地域持続的発展計画		
関連する SDGs	 目標 9 産業と技術革新の基盤をつくらう	 目標 11 住み続けられるまちづくりを	

主要施策**主要施策① 快適な住宅の整備**

【総務課・地域振興課・建設課】

住み続けたい、転入したい魅力的な住生活を確保するため、既存住宅の耐震性の向上や安心・適切なリフォームを促進するとともに、町による宅地造成、定住促進住宅等のさらなる整備を検討していきます。

町営住宅は、低廉な家賃で安心して住める住生活のセーフティネットであり、現有施設の適正管理に努めるとともに、需給動向や老朽化の状況に基づき、必要な長寿命化・更新と管理戸数の適正化を進めます。

主な取り組み

- 住宅の耐震診断・耐震改修への支援
- 移住・定住者の住宅確保への支援
- 公営住宅の維持管理・改修
- 住宅地の整備の検討

主要施策② 空き家の利活用

【地域振興課・建設課】

空き家バンク制度をはじめ、交流の拡大や移住・定住の促進に向け、空き家の利活用を進めます。また、適正に管理されていない危険な空き家への対策を推進します。

主な取り組み

- 空き家バンクの充実
- 空き家改修への支援
- 空き家を活用した町単独住宅の整備の検討
- 空き家の所有者への適正管理の指導

主要施策③ 公園の整備

【総務課・住民生活課・地域振興課・教育委員会】

こどもたちをはじめ、住民や観光客の交流・憩いの場として、地域の協力を得ながら、古座川の自然と調和した公園・緑地の整備を進めます。

主な取り組み

- 水辺や自然に親しむことのできる公園の整備・維持管理
- 健康づくりにつながる運動広場（体育施設を含む。）の整備・維持管理
- 防災公園・広場の整備の検討

基本施策 1-7 | 情報化

基本方針



デジタル社会へ対応するため、情報通信基盤の充実や情報通信技術の活用を進め、快適な暮らしづくりを推進します。

数値目標

目標項目	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)	出典・留意事項
町ホームページアクセス数	103,541回	200,000回	

現状と課題

- 近年、ICT（情報通信技術）の急速な発展により、スマートフォンなどのデジタルデバイスが普及し、人々のインターネット利用率が上昇しています。また、コロナ禍も一つの要因となり、行政手続きのオンライン化へのニーズが増加し、行政のDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進が求められています。また、急速に進展するデジタル化への対応を図るため、誰もが情報通信技術を利用できる環境づくりを進める必要があります。

関連する 個別計画	第2期古座川町まち・ひと・しごと創生総合戦略 古座川町過疎地域持続的発展計画		
関連する SDGs	 9 産業と技術革新の 基盤をつくらう	目標 9 産業と技術革新の基盤を つくらう	 11 住み続けられる まちづくりを

主要施策

主要施策① 行政情報化の推進

【総務課ほか】

庁内のネットワーク及びシステムの充実を図るとともに、セキュリティ対策の強化や職員に対する研修を実施します。

また、行政のDXの推進に向け、デジタル人材の育成・確保を進めながら、利便性のあるサービスの提供と業務の効率化を推進します。

主な取り組み

- 庁内ネットワークの整備充実とセキュリティの強化
- デジタル技術を活用した業務改革の推進
- マイナンバーカードを活用した行政サービスの提供

主要施策② 地域情報化の推進

【総務課ほか】

情報発信について、広報誌などのこれまでの紙媒体に加え、ホームページや SNS、アプリケーションなどのデジタル媒体を強化し、迅速な伝達に努めます。

また、公共施設への公衆無線 LAN の整備に取り組むなど、住民が情報通信技術を積極的に活用できる環境づくりを推進します。

主な取り組み

- ホームページや SNS による情報発信の強化
- 携帯電話不感地域の解消促進
- 公共施設への公衆無線 LAN の整備



基本施策 2-1 | 環境保全・環境衛生

基本方針

自然と調和した住民が快適に暮らすことのできる環境づくりと、美しいまちの景観づくりを推進します。

数値目標

目標項目	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)	出典・留意事項
ごみ総排出量 (年間)	812.2t	730t	
汚水処理の人口普及率	53.3%	65%	
環境保全の満足度	20.9%	25%	住民アンケート

現状と課題

- 本町は清流“古座川”をはじめ、美しく豊かな自然に恵まれており、これらの地域資源を守りながら有効活用することで、まちの景観の保全はもとより、まちのアイデンティティの確立につながります。
- 土地については、国土利用計画法、森林法、自然公園法や太陽光発電設備と地域環境の調和に関する条例などにより、無秩序な乱開発を規制しています。自然環境の保全と、耕作放棄地や手入れの行き届かない山林、空き地・空き家の有効活用が求められるほか、長い時間の経過により不明瞭になった土地の所有関係を明らかにする地籍調査を進め、土地取引の円滑化や、森林の適正管理などにつなげていくことが期待されます。
- 水環境については、生活排水による河川・海洋の汚染を防止するため、合併処理浄化槽の設置を促進していますが、汚水処理の人口普及率は全国平均や和歌山県平均を下回っており、引き続き普及率向上に努める必要があります。
- 環境美化・景観形成活動については、官民連携による、ごみの3R（減量化（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル））を推進しており、また、地域住民によりクリーンキャンペーンなどの清掃活動や桜をはじめとする花木の植栽活動、不法投棄の監視活動などが行われています。
- 地球温暖化防止に向け、本町においても温室効果ガス吸収源となる森林の保全や、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進など、地道な取り組みに努める必要があります。

関連する 個別計画	一般廃棄物処理基本・実施計画 災害廃棄物処理計画 紀南広域循環型社会形成推進地域計画 古座川町地球温暖化対策実行計画 古座川町森林整備計画 第2期古座川町まち・ひと・しごと創生総合戦略 古座川町過疎地域持続的発展計画		
関連する SDGs	 目標 6 安全な水とトイレを世界中に	 目標 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	
	 目標 11 住み続けられるまちづくりを	 目標 13 気候変動に具体的な対策を	
	 目標 14 海の豊かさを守ろう	 目標 15 緑の豊かさを守ろう	

主要施策

主要施策① 調和のとれた土地利用の推進

【総務課・地域振興課・建設課】

各種土地利用関係法令や計画等に基づき、生産や景観、防災など多面的機能を発揮する農地や森林の保全に努めるとともに、自然環境との調和に配慮しつつ、定住や賑わい機能の創出につながる土地利用を推進します。

また、一筆ごとの土地の実態を明らかにし、土地登記簿に記載された内容の調査や測量を行い、新しく地籍図・地籍簿を作成する地籍調査を引き続き推進します。

主な取り組み

- 土地利用に関連する各種法令や計画の周知・啓発
- 地籍調査の推進

主要施策② ごみ・し尿・生活排水の適正な処理

【住民生活課】

住民、事業者とともに、ごみの3Rを推進するとともに、広域で連携して、適正な収集・処理を進め、資源循環型社会の構築を図ります。また、大規模災害時の災害廃棄物処理体制の確保に努めます。

公共用水域の水質保全と快適な生活環境の確保を図るため、合併処理浄化槽の設置・修繕を促進し、汚水処理人口普及率の向上を目指すとともに、処理施設の適正な維持管理に努めます。

主な取り組み

- 広域的なごみ処理施設の整備
- 生ごみの減量化への支援
- 災害廃棄物処理体制の構築
- 合併処理浄化槽の設置支援と維持管理の指導

主要施策③ 環境保全・景観形成・エネルギー循環の促進

【総務課・住民生活課・地域振興課・教育委員会】

地域の様々な主体が、環境学習を通して、美しい景観や多様な動植物とのふれあいを楽しみ、自然のメカニズムや環境保全の大切さについて実践的に学ぶことを推奨していきます。また、美しい景観と水や生態系の循環サイクルを保つための美化・保全活動を住民と行政が協働で推進します。

地球環境については、低炭素型商品・サービスの優先選択など、温室効果ガス削減の啓発・実践に努めるとともに、公共施設において省エネルギー改修を実施したり、再生可能エネルギーの導入を検討します。

主な取り組み

- 古座川の水源の保全
- クリーンキャンペーンの実施
- ハッチョウトンボ生息地の保全
- 公共施設における再生可能エネルギーの導入の検討
- 火葬場と町営墓地の運営

基本施策 2-2 | 農業

基本方針


農業の有する多面的な機能を活用し、安全・安心な農畜産物を提供する自立した農業を推進します。

数値目標

目標項目	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)	出典・留意事項
農地流動化事業の取組面積	1,510a	1,530a	
多面的機能支払制度の取組面積	26ha	26ha	中山間地域等直接支払交付金制度を含む
新規就農者の5年間の延べ人数	2人	1人	
認定農業者数	9経営体	10経営体	
有害駆除頭数	シカ 752 イノシシ 6 サル 115	シカ 1,400 イノシシ 350 サル 150	2021年度～豚熱発生によりイノシシの駆除頭数が減少

現状と課題

- 農業には、食料の安定供給の確保、景観や生態系の保全など、経済効率だけで考えられない社会的役割（多面的な機能）があります。中山間地域である本町は、規模の拡大による効率化には限界がありますが、温暖で恵まれた自然条件から、少量多品種型の生産を継続し、安定収入を得ることは十分可能です。そのため、産業としての農業を継続的に発展させる必要があり、担い手の確保や有害鳥獣対策、必要な農業基盤・設備の整備・更新、直接支払制度の活用など、引き続き振興を図ることが求められます。

関連する個別計画	古座川町農業振興地域整備計画 古座川町鳥獣被害防止計画 第2期古座川町まち・ひと・しごと創生総合戦略 古座川町過疎地域持続的発展計画			
関連するSDGs	 目標 2 飢餓をゼロに	 目標 8 働きがいも 経済成長も	 目標 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	 目標 14 海の豊かさを守ろう
	 目標 15 緑の豊かさを守ろう			

主要施策

主要施策① 農業の担い手の育成・確保 【地域振興課】

地域の先輩農家などとも協力し、農業後継者のみならず、新規就農希望者を含め、農業技術や経営管理の実地研修、農地・資機材等の支援などを系統的に行い、担い手の育成・確保を図ります。

主な取り組み

- 農業者の育成支援
- 認定農業者の経営力の強化
- 農林業の担い手の定住促進

主要施策② 有害鳥獣対策の推進 【地域振興課】

防護柵設置や捕獲への助成など、地域や猟友会古座川分会と協力・連携した有害鳥獣対策の推進を図ります。

また町の鳥獣食肉加工施設を中心に、捕獲したシカやイノシシを食材として活かし、地域の活性化につながるよう野生鳥獣の狩猟肉であるジビエの取り組みも、引き続き推進していきます。

主な取り組み

- 獣害防護柵の設置への支援
- 獣害対策の講習会
- 鳥獣被害対策実施隊の設置
- 狩猟免許取得・狩猟者登録への支援
- 鳥獣食肉加工施設の運営（ジビエの振興）

主要施策③ 農産物の安定生産

【地域振興課】

農業の担い手の減少が進む中、地域の営農体制を維持していくため、各集落のニーズに基づき、土地改良事業を導入し、優良農地の確保や用排水路の改修などを進めるとともに、機械の共同利用や農地中間管理機構の調整による農地の有効利用の促進などにより、効率的・安定的経営につなげていきます。

また、地域の特性や消費者のニーズに即した新作目や新品種の導入・産地化を研究するほか、ユズやシキミなどの特産品の生産体制の充実を促進します。

主な取り組み

- 農地の集積・集約による経営の安定化
- 農業の経営基盤強化への支援
- 農道の改良・維持補修
- ユズ等の特産品の生産に対する支援
- 休耕田等を活用した新たな農林産物の産地化の検討

主要施策④ 農業の多面的機能の発揮

【地域振興課】

農業の多面的機能の発揮を図るため、管理する担い手に直接支払する制度などを活用して、地域の農家が協力して営農の継続を図り、耕作放棄地の発生防止に努めます。

また、その多面的機能と本町の豊かな自然・景観を活用した、エコツーリズムやアグリツーリズムなどの地域での新たな交流事業の可能性についても検討します。

主な取り組み

- 中山間地域における農業活動への支援
- 農業の多面的機能を支える地域活動への支援
- 農業を地域資源と捉えた新たな観光・交流活動の検討

基本施策 2-3 | 林業

基本方針





森林のもつ多様な機能を保全し、住民や事業者と連携しながら、水源の森づくりを推進します。

数値目標

目標項目	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)	出典・留意事項
木造住宅等推進事業の交付件数	7件	5件	

現状と課題

- 林業は、全国的に生産活動が長く低迷しており、水源のかん養や自然環境の保全、地球温暖化の防止などの森林がもつ多様な機能の低下が懸念されています。一方で近年、私有林人工林面積や林業就業者数、人口の比率によって配分される「森林環境譲与税」や、市町村が仲介役となり森林所有者と担い手をつなぐ「森林経営管理制度」が導入され、林業を再生するための財源や仕組みが整いつつあります。
- このため、本町においても、山林所有者、森林組合、民間木材事業者などと連携しながら、林業の再生・再構築と手入れの行き届いた美しい森づくりを両立させていくことが期待されます。

関連する 個別計画	古座川町森林整備計画 古座川町桜を活かしたまちづくり計画 第2期古座川町まち・ひと・しごと創生総合戦略 古座川町過疎地域持続的発展計画		
関連する SDGs	 目標 8 働きがいも 経済成長も	 目標 9 産業と技術革新の基盤をつくらう	 目標 15 緑の豊かさを守ろう
	 目標 14 海の豊かさを守ろう		

主要施策① 林業の担い手の育成・確保

【地域振興課】

山の仕事に多くの若者が関心をもち、新規参入につながるよう、森林組合等と連携しながら、情報発信や相談受付、就業の各段階における研修、資機材等の支援などを系統的に行い、担い手の育成・確保を図ります。

主な取り組み

- 林業労働者の雇用の安定化への支援
- 林業労働者の社会保障の充実の促進
- 農林業の担い手の定住促進（再掲）

主要施策② 森林の適切な経営管理の推進

【地域振興課】

森林の経営管理を、意欲と能力のある林業経営者に集積・集約するとともに、それができない森林の経営管理を町が担う「森林経営管理制度」により、森林の適正な管理を図り、林業の振興と手入れの行き届いた美しく安全な山林づくりを両立させていきます。

森林管理の基本となる林道・作業道の整備を図るとともに、森林環境譲与税も活用しながら、森林組合を中心に計画的に育成、伐採、出荷を行い、加工・販売機能を強化して、産業としての林業の継承・発展と森林機能の回復を図っていきます。

主な取り組み

- 森林経営管理制度の推進
- 古座川流域の環境保全のための森林機能の回復
- 未利用材の木質バイオマス発電用燃料としての活用支援
- 林道の改良・維持補修
- 木造住宅等への町産材の活用支援

主要施策③ 森林・花木資源の利活用の推進

【地域振興課】

本町の気候や土壌の特性にあったシキミ、センリョウなどの花木や木炭などの安定生産に努め、森林・花木資源の幅広い利活用を推進します。

こどもたちの自然体験学習やエコツーリズムやグリーンツーリズムの実施など、森や木に親しむ取り組みを促進していきます。

主な取り組み

- シキミなど特用林産物の生産の奨励
- クマノザクラやソメイヨシノなど桜を活かしたまちづくりの推進
- 休耕田等を活用した新たな農林産物の産地化の検討（再掲）
- 森林空間を活用した新たな観光・交流活動の検討

基本施策 2-4 | 水産業

基本方針




古座川を中心とした良好な河川環境・生態系を保全し、伝統漁法や食文化も大切にしながら活力ある内水面漁業の振興を推進します。

数値目標

目標項目	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)	出典・留意事項
鮎の放流数	2,150kg	2,000kg	

現状と課題

- 清流“古座川”の恵みをより活かしていくため、古座川漁業協同組合や七川漁業協同組合と連携して、アユ、ウナギ、モクズガニの放流やアマゴの発眼卵の植え付けなどを行っています。本町は近畿の代表的なアユ釣り場であり、今後も引き続き水産資源の維持・回復を図りつつ、観光業などその他の産業との連携も求められています。

関連する 個別計画	第2期古座川町まち・ひと・しごと創生総合戦略 古座川町過疎地域持続的発展計画		
関連する SDGs	 目標 2 飢餓をゼロに	 目標 14 海の豊かさを守ろう	
	 目標 15 緑の豊かさを守ろう		

主要施策

主要施策① 内水面漁業の振興

【地域振興課】

川魚の漁獲と遊漁の共存を図りながら、古座川の恵みを将来にわたって享受できるよう、2漁協をはじめとする関係団体と連携し、漁場環境の保全、水産資源の安定化、人材の育成・確保など、内水面漁業の振興に必要な施策を総合的に推進します。

主な取り組み

- 淡水魚資源対策事業（放流助成）
- 観光情報の提供等と連携した遊漁者へのPR

基本施策 2-5 | 商工業（雇用・創業）

基本方針

魅力ある事業所の持続的な発展と、新たな創業を支援することによって賑わいづくりを推進します。

数値目標

目標項目	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)	出典・留意事項
新規起業支援数	2人	3人	
新商品・特産品開発支援数	0件	1件	

施策をとりまく背景

- 本町では、個人商店や土木・建設業、機械修理業など100近くの商工会加盟事業所が地域の経済を支えています。これらの中には、新型コロナや海外情勢により需要の低迷や原料・燃料費高騰などの影響を受けた企業も少なくなく、商工会等と連携し、引き続き、安定操業にむけた支援を進める必要があります。
- 本町は、広大な町域に集落が点在しており、自家用車を利用しないと買い物が難しい環境にあり、宅配・移動販売などによる買い物環境の確保に努める必要があります。
- 地域で生産される農林水産物を加工により付加価値をつけて販売する「6次産業化」は、副次・派生的な効果の創出が期待されます。本町では、ユズ加工品やジビエ商品をはじめ、はちみつ加工品など、様々な商品化が進められており、取り組みの発展が期待されます。
- 地方では経営者の高齢化による事業承継が課題となる一方、地方創生施策の効果もあり、U・J・Iターナーによる起業が広がりを見せています。本町においても、既存の施設・設備、低利用の土地を活用した事業承継や起業を促進していくことが期待されます。

関連する 個別計画	第2期古座川町まち・ひと・しごと創生総合戦略 古座川町過疎地域持続的発展計画		
関連する SDGs	 2 飢餓をゼロに	目標 2 飢餓をゼロに	 8 働きがいも 経済成長も
	 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	目標 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	 12 つくる責任 つかう責任
	 15 陸の豊かさも守ろう	目標 15 陸の豊かさも守ろう	

主要施策

主要施策① 既存商工業の振興と起業・事業承継等の促進

【地域振興課・総務課】

既存商工業の振興と起業・事業承継者等に対する支援を図るため、商工会、金融機関、行政が連携しながら、国や県などの制度融資に対する利子補給や、起業や新規事業展開、事業承継に対する助成の充実を図るなど、支援の強化を図っていきます。

主な取り組み

- 商工会の活動支援
- 商工会と連携した小規模事業者等への支援
- 地域おこし協力隊の設置と起業支援

主要施策② 地場産業の振興

【地域振興課・総務課】

農林水産業と連携した特産品の開発・販売を促進するとともに、ふるさと納税制度等も活用したPRの強化に取り組みます。

主な取り組み

- 鳥獣食肉加工施設の運営（ジビエの振興）（再掲）
- 休耕田等を活用した新たな農林産物の産地化の検討（再掲）
- ふるさと納税の返礼品の開発
- 秋まつり等のイベントの開催・出展

主要施策③ 買い物環境の充実

【地域振興課】

商店へのアクセスが難しい住民の買い物環境を確保するため、民間の移動販売サービスの継続・発展を支援します。

主な取り組み

- 移動販売事業者への支援

基本施策 2-6 | 観光・交流

基本方針




古座川をはじめとした豊かな自然や文化、地域の産業の強みを活かした賑わいづくりを推進します。

数値目標

目標項目	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)	出典・留意事項
年間観光入込客数	8.7万人	17.6万人	観光動態調査
年間観光宿泊者数	1,563人	8,800人	観光動態調査

施策をとりまく背景

- 本町の観光振興においては、古座川を中心とした自然を活かした様々な体験を住民とともに楽しみ、農山村の風景や文化など地域の魅力を活用していくことが必須です。
- 近年、町内において自転車の国際ロードレースやサイクリングイベントが開催され、新たな観光振興への取り組みは着実に進み、交流人口も拡大しつつありますが、経済的な波及効果までは広がっていない現状です。
- また、令和5年度には、隣町の串本町にロケット発射場が完成し、ロケットの発射の際は多くの観光客で賑わっており、今後、本町の観光施策との相乗効果を図りながら、受入体制の強化に努める必要があります。

関連する 個別計画	古座川町桜を活かした町づくり計画 第2期古座川町まち・ひと・しごと創生総合戦略 古座川町過疎地域持続的発展計画		
関連する SDGs	 目標 8 働きがいも 経済成長も	 目標 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	
	 目標 15 緑の豊かさを守ろう		

主要施策

主要施策① 観光施設の機能強化

【地域振興課】

観光客が滞在し、物販や飲食、宿泊、体験アクティビティなどを楽しめる観光・交流拠点として、宿泊施設やキャンプ場、道の駅の機能強化に努めます。

「南紀月の瀬温泉ぼたん荘」は、ビジネスユースや南紀周遊観光での宿泊など様々な宿泊ニーズに応える施設を目指し、運営事業者とともにサービスの向上に努めます。

「道の駅」は、町内の3箇所あり、観光客の滞在場所として、それぞれの地域の特性を活かし、運営者と連携して集客拡大を図ります。

主な取り組み

- 南紀月の瀬温泉ぼたん荘の運営
- 直見キャンプ場の運営
- 地域と連携した道の駅の運営

主要施策② 観光資源の魅力化

【地域振興課】

本町には、古座川を中心とした豊かな自然や文化、地域の産業など観光に活かすことのできる地域資源がたくさんあります。観光協会を中心とした観光振興体制のもと、地域住民・事業所の協力を得ながら、そういった地域資源を活用した体験型観光・交流を振興することにより、観光地としての魅力を高めていきます。

主な取り組み

- 観光協会と連携した観光プログラムの開発
- ハイキング・トレッキングルートの整備・維持管理
- サイクルロードレース大会等への運営支援
- クマノザクラやソメイヨシノなど桜を活かしたまちづくりの推進（再掲）
- 観光地におけるトイレの維持管理

主要施策③ 観光情報の積極的な発信

【地域振興課】

パンフレットなどの紙媒体に加え、ホームページ、SNS、動画配信などデジタル媒体を活用するとともに、都市部で開催される観光物産展等に積極的に出展し、観光のPRを進めます。

また、外国人観光客を積極的に迎え入れるため、多言語による観光情報の発信や、観光案内版・サインの設置に努めます。

主な取り組み

- 観光協会と連携した観光情報の発信
- 観光物産展等への出展
- 観光案内版・サイン等の設置・維持管理

主要施策④ 関係人口の創出

【総務課・地域振興課】

移住した「定住人口」でもなく、観光できた「交流人口」でもない、地域の人々と多様に関わる「関係人口」は、「古座川ファン」として、本町に有益な技術や考え方をもたらす人々です。大学との連携・交流事業や、こどもたちの地域間交流活動、ユズ収穫ボランティアなど、既存の取り組みの継承・発展を図るとともに、地域の自然や歴史・文化、産業などを通じた新たな「関係人口」の創出に努めます。

主な取り組み

- 包括連携を締結している大学等との交流の深化
- こどもたちの都市と農村の地域間交流活動の推進
- ユズ収穫などのボランティアの受入
- ふるさと納税の推進

基本施策 3-1 | 健康・医療

基本方針


すべての住民が健康づくりに主体的に取り組むことができるよう、関係機関が連携して健康に関する教育・相談・指導体制の整備を推進します。

数値目標

目標項目	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)	出典・留意事項
特定健康診査の受診率	41.9%	43%	特定健康診査等実施計画
がん検診の受診率	胃 : 32.4% 大腸 : 24.5% 子宮 : 29.3% 乳 : 28.9% 肺 : 22.0%	胃 : 35% 大腸 : 26% 子宮 : 32% 乳 : 30% 肺 : 25%	地域保健・健康増進事業 報告

現状と課題

- 高齢化が進む中、健康寿命を延ばし、生活の質の向上に向けて、住民一人ひとりが自ら主体的に疾病予防・健康づくりに取り組むことが求められています。また、心の病気やストレス、悩みなど心をめぐる健康問題の改善を図っていくことも重要です。
- 本町では、保健福祉センターが中心となり、各種健康診査・がん検診や健康相談・指導などの保健事業を実施するとともに、運動指導事業など住民の健康づくりに取り組んでいます。
- 地域医療の充実は、安心して地域で暮らし続けるために必要不可欠であり、引き続き、体制を確保していくことが求められます。また、高齢化社会に伴う医療と介護の連携や地域包括ケアシステムの構築が進められているところです。

関連する 個別計画	古座川町健康増進計画 古座川町国民健康保険第2期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画 新型インフルエンザ等対策行動計画 古座川町自殺対策計画 第2期古座川町まち・ひと・しごと創生総合戦略 古座川町過疎地域持続的発展計画
関連する SDGs	 目標 3 すべての人に健康と福祉を

主要施策

主要施策① 生活習慣病予防と重症化防止の推進

【健康福祉課】

住民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、運動、栄養、禁煙、適正飲酒など健康知識について、わかりやすい情報提供に努めるとともに、食生活改善推進員など、住民の健康づくりを推進する人材の継続的な育成を図ります。

また、特定健康診査や各種がん検診等の受診率、特定保健指導の実施率の向上を図り、生活習慣病（糖尿病・高血圧・脂質異常症など）やがんなどの予防、早期発見、早期治療、重症化防止に取り組めます。

主な取り組み

- 特定健康診査や各種検診（がん・肝炎ウイルス・歯周疾患）の受診勧奨
- 健康づくりのための運動指導の充実
- 楽しみながら継続して健康づくりに取り組むためのきっかけづくり
- 地域における食生活に関する知識の普及・啓発

主要施策② こころの健康づくりの推進

【健康福祉課・教育委員会】

精神保健福祉センターなどの専門機関や医療機関、地域住民と連携し、傾聴を通じた生きがい・役割づくりを目指す相談支援や、孤独・孤立を防ぐ見守り活動など、こころの健康づくりや自殺予防対策に関する取り組みを推進していきます。

主な取り組み

- こころの健康づくりにつながるリラックスできる機会の創出
- こどもたちのこころの健康を支えるサポート体制の構築
- こころの不調で悩む人々をサポートする人材の育成

主要施策③ 感染症予防対策の推進

【健康福祉課】

成人インフルエンザ、小児インフルエンザ、風しんワクチンの任意予防接種事業により、感染症の流行抑制に努めます。

また、新型インフルエンザ、新型コロナウイルス等によるパンデミックを防止するため、住民、事業所等による適切な予防措置を啓発するとともに、保健所等と連携し、町内の診療所や二次医療機関での検査や受診等の体制確保に努めます。

主な取り組み

- 予防接種の勧奨
- 感染症予防対策の体制確保

主要施策④ 地域医療体制の維持・確保

【健康福祉課・住民生活課】

和歌山県や後期高齢者医療広域連合と連携し、国民健康保険・後期高齢者医療制度の健全な運営に努めるとともに、町内・二次医療圏における医療体制の維持・確保に努めます。

主な取り組み

- 国民健康保険・後期高齢者医療保険の健全運営
- 診療所・へき地医療体制の確保
- 病院を利用する患者の移動手段の確保
- 入院時室料市町村間差額の補助
- 在宅医療と介護サービスのスムーズな連携

基本施策 3-2 | 子育て・児童福祉

基本方針



古座川町でこどもを生き育てたいと思えるよう、きめ細やかで切れ目ない子育て支援を推進します。

数値目標

目標項目	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)	出典・留意事項
保育所入所児童数	36人	30人	
学童保育所利用者数	21人	30人	

現状と課題

- 安心してこどもを産み育てるためには、妊娠から出産、育児に至る親と子の健康増進と、仕事や家事と子育てとの両立支援、さらには子育てに関する心理的・経済的負担の軽減が重要です。
- このため、本町では、個別支援によるきめ細かな母子保健事業を推進するとともに、町立保育所、学童保育所、子育て支援センターを拠点に、子育て支援の充実に努めています。
- 周りに同年代の子や子育て中の保護者が少ない中で、保護者が子育てに関する不安や孤立感を感じることがないよう、また、こどもたちが健やかに育ち、社会的に自立していくことができるよう、地域全体で子ども・子育て家庭を支えていくことが求められます。

関連する 個別計画	第3期古座川町子ども・子育て支援事業計画 古座川町子ども教育15年プラン 第2期古座川町まち・ひと・しごと創生総合戦略 古座川町過疎地域持続的発展計画		
関連する SDGs	 目標3 すべての人に健康と福祉を	 目標4 質の高い教育をみんなに	

主要施策

主要施策① 妊娠期からの切れ目ない支援の充実

【健康福祉課・住民生活課】

関係機関との連携のもと、妊娠期からの切れ目ない支援の充実を図り、子育てに関する不安の軽減や虐待の予防に努めます。乳幼児健診や家庭訪問などの機会でのきめ細かな相談支援を通じて、親と子の健やかな成長を支援していきます。また、妊娠・出産を希望する方の不妊の悩みに関する情報提供や相談・支援を推進します。

主な取り組み

- こども家庭センターの設置
- 妊娠・出産期の伴走型支援と経済的支援の一体的実施
- 産前産後サポートや産後ケアの実施
- 乳幼児の健康診査と発達相談
- こどもの医療費への助成

主要施策② 地域子育て支援サービスの充実

【教育委員会・健康福祉課】

未就園児の親子の交流の場である子育て支援センターにおいて、こどもたちが元気に遊び、子育て家庭同士が交流を深める機会の充実に努め、こどもたちの健やかな成長と保護者の子育て不安の解消を図っていきます。

町立保育所、学童保育所では、こどもたちが遊びや集団活動によって健やかに成長できるよう、楽しく魅力的で地域に根差した施設運営に努めます。ひとり親家庭や生活困窮家庭、社会的養護が必要な家庭に対しては、関係機関等と連携し、相談・支援体制を整え、各種制度の活用につなげていきます。

主な取り組み

- 子育て支援センターにおける交流・育児相談の充実
- 地域の強みを活かした魅力ある保育環境づくり
- 学童保育所・児童館におけるこどもたちの居場所づくり
- 子育て出産祝金の支給や保育料・副食費の無償化（国制度に上乘せ）
- 要保護児童対策地域協議会における関係機関の連携の強化

基本施策 3-3 | 高齢者福祉

基本方針


高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、ともに支え合う地域づくりを推進します。

数値目標

目標項目	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)	出典・留意事項
老人クラブの加入者数	296人	300人	
要介護等認定率	25%	25%	

現状と課題

- 本町の高齢者の4人に1人が介護や生活支援が必要な状態にあり、訪問介護、通所介護など様々な介護保険サービスを受けながら生活しています。サービス事業所への移動時間がかかることや、介護人材の確保などが課題としてありますが、今後も必要なサービスを安心して受けられる体制を確保していくことが求められます。
- 一方、年齢を重ねても、これまでの経験や知識を活かし、豊かな人間関係のもとで、家事や社会活動で楽しく脳や身体を使うことが、病気やケガ、生活機能の低下を防ぎます。老人クラブやシルバー人材センターの活性化を図るとともに、いきいき百歳体操など、介護予防・認知症予防の取り組みを引き続き促進していくことが求められます。
- 独居や高齢夫婦だけの暮らしといった環境要因に、認知症の進行など心身の機能低下が加わり、日常生活の様々な局面で課題が生じます。地域包括ケアシステムや介護保険をはじめとする公的福祉サービスと、インフォーマルな支え合い活動を組み合わせて、高齢者を地域で支えていくことが重要です。

関連する 個別計画	古座川町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画 第2期古座川町まち・ひと・しごと創生総合戦略 古座川町過疎地域持続的発展計画
関連する SDGs	 目標 3 すべての人に健康と福祉を

主要施策

主要施策① 介護予防・生きがいづくりの促進

【健康福祉課】

健康寿命の延伸を目指し、筋力トレーニング教室やいきいき百歳体操など介護予防活動への参加を促進するとともに、老人クラブ、シルバー人材センターの活動支援により、高齢者が長年培った知識や経験を活かし、いきいきと参加・活躍できる地域づくりに努めます。

主な取り組み

- ・筋力トレーニング教室やいきいき百歳体操などの活動啓発・支援
- ・老人クラブ・シルバー人材センターの活動支援
- ・住民主体の地域支え合い活動への支援
- ・介護予防教室の充実

主要施策② 介護保険サービスの充実

【健康福祉課】

要介護・要支援認定者が、自立支援・重度化防止を目指すケアマネジメントに沿って、必要な介護・生活支援サービスが受けられるよう、サービス提供基盤の確保と質の高いサービスの提供を図るとともに、介護給付費の適正化に努め、安定した介護保険事業運営を推進します。

主な取り組み

- ・総合相談の拠点を基盤にした地域包括支援ネットワークの構築
- ・介護サービスの充実と独自の上乗せ
- ・介護保険事業計画等の改訂・推進
- ・介護職員の人材確保・資質向上への支援

主要施策③ 高齢者が安心して暮らせる地域づくり

【健康福祉課】

見守りを兼ねた「配食サービス」など、既存の生活支援サービスを継続的に推進するとともに、入所までには至らないものの自宅での生活継続が難しい高齢者の居住施設の確保に努め、高齢者が古座川町でいつまでも生活しやすい環境づくりを進めます。

主な取り組み

- ・社会福祉協議会等と連携した見守りネットワークの構築
- ・高齢者の食生活・外出への支援
- ・高齢者生活福祉センターの整備・運営

基本施策 3-4 | 障がい者福祉

基本方針


誰もがお互いの個性や人格を尊重し合い、障がいのある人が必要な支援を受けながら、いきいきと安心して暮らせる地域づくりを推進します。

数値目標

目標項目	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)	出典・留意事項
障害福祉サービスの利用者数（訪問系）	9人	15人	サービス利用実績
障害福祉サービスの利用者数（日中活動系）	26人	35人	サービス利用実績
障害福祉サービスの利用者数（居住系）	16人	20人	サービス利用実績

現状と課題

- 障がい者・障がい児は、年齢や、障がいの重さ・部位、生活状況などが様々であり、一人ひとりが日々の生活の場面で多種多様な支援ニーズをもっています。3年ごとに策定する障害福祉計画・障害児福祉計画に基づき、一人ひとりのニーズに即したケアマネジメント（相談支援とサービス利用計画の作成）のもと、福祉サービスの提供に努めています。様々な活動にいきいきと参加しながら安心して暮らせるよう、きめ細かな支援を進めていくことが求められます。

関連する 個別計画	第2次古座川町障害者基本計画 古座川町第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画 古座川町障害者活躍推進計画 第2期古座川町まち・ひと・しごと創生総合戦略 古座川町過疎地域持続的発展計画
関連する SDGs	 目標 3 すべての人に健康と福祉を

主要施策

主要施策① 障がい者が安心して暮らせる環境づくり

【健康福祉課】

障がい者が、一般就労や福祉的就労、作業・レクリエーションなど、多様な日中活動に参加し、充実した生活を送り、心身機能の維持・向上を図れるよう、また、福祉サービスを活用しながら、地域で安心して暮らせるよう、福祉事業所、ボランティア、行政等関係機関が連携しながら、継続的な支援を進めます。

主な取り組み

- 障害福祉サービスの充実と独自の上乗せ
- 障がいのある人が地域で安心して暮らせる相談・支援体制の構築
- 施設等利用者への移動・交通手段確保への支援
- 医療費助成など障がいのある人や家族の経済的負担の軽減
- 手話への理解と普及の促進

主要施策② 療育・発達支援体制の充実

【健康福祉課・教育委員会】

障がいや発育・発達上の課題・不安等を乳幼児健診などで早期に把握し、医師、保健師、保育士、教職員など町内の関係者と、児童発達支援センター・児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の職員が連携しながら、個別の支援計画（つなぎ愛シート）に基づくきめ細かな療育・発達支援を推進していきます。

主な取り組み

- 乳幼児の健康診査と発達相談（再掲）
- 障害児通所支援等の利用者負担額の軽減
- こどもたち一人ひとりのニーズに応じた適切な保育・特別支援教育

基本施策 3-5 | 地域福祉

基本方針



地域住民がつながり、困りごとを地域で解決して誰もがその人らしく安心して暮らせる「地域共生社会づくり」を推進します。

数値目標

目標項目	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)	出典・留意事項
ふれ愛カフェ・よりみちの参加者数	562人	560人	
ささえあい活動支援事業の登録人数	248人	250人	

現状と課題

- 本町では、地域福祉の組織的な担い手である社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、その他様々なボランティアが連携して地域福祉活動に取り組んでいます。近年、参加者の高齢化やコロナ禍の影響により、様々な活動が縮小・休止となり、地域での交流・社会参加の機会が減っているため、持続可能な形で支え合い活動を展開していくことがより求められています。

関連する 個別計画	第2次古座川町地域福祉計画 第2期古座川町まち・ひと・しごと創生総合戦略 古座川町過疎地域持続的発展計画		
関連する SDGs	 目標 1 貧困をなくそう	 目標 3 すべての人に健康と福祉を	

主要施策

主要施策① 地域福祉活動の活性化

【健康福祉課】

より多くの住民が、日頃からのあいさつ、声かけや地域活動・ボランティア活動を行い、つながりをつくることで、地域の魅力は高まり、もしもの時の備えにもなります。

住民一人ひとりが、自分自身ができる取り組みを積極的に行い、地域に居場所があり、地域福祉活動に参加し、支援が必要な人を見守る「つながり、支え合う」地域づくりを推進します。

主な取り組み

- 福祉意識の高揚と社会福祉協議会等の関係団体の活動支援
- 地域のボランティアや福祉の担い手の育成
- 住民主体の地域支え合い活動への支援（再掲）

主要施策② 複合的な支援ニーズへの対応

【健康福祉課】

福祉サービスは、高齢、障がい、子育てなど分野ごとに制度化されていますが、孤独化・孤立化などにより地域生活課題が複合化する中で、民生委員・児童委員をはじめとする地域住民、町社会福祉協議会をはじめとする関係機関が連携し、相談・伴走支援を行い、「制度の狭間」でサービス利用などに結びついていない人に支援が行き届く地域づくりを進めます。

主な取り組み

- 社会福祉協議会等と連携した見守りネットワークの構築（再掲）
- ひきこもりの解消や社会参加へつなげるサポート体制の構築
- 相談体制の充実と権利擁護の推進
- ユニバーサルデザインなど人にやさしい環境整備の推進

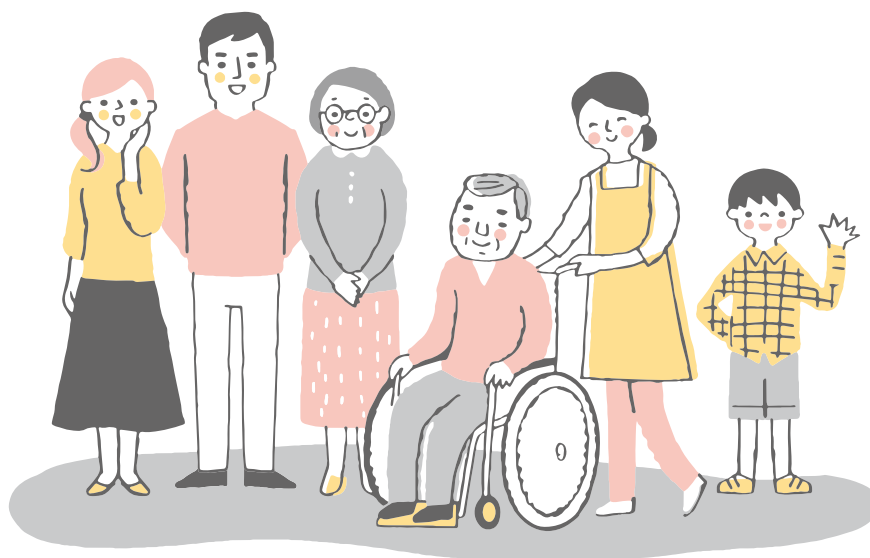
主要施策③ 社会保障の充実

【住民生活課・健康福祉課】

住民が必要なときに適切な医療・介護サービスを受けることができ、生活困窮者に対して適切に支援できるよう、社会保障の充実と支援体制の強化を進めます。

主な取り組み

- 国民健康保険事業の健全運営
- 後期高齢者保健事業の健全運営
- 介護保険事業の健全運営
- 国民年金制度の周知と相談体制の充実
- 生活困窮者への相談・支援体制の強化



ふるさとの過去と未来をつなげる 教育・文化のまち

基本施策 4-1 | 幼児教育・保育

基本方針



自然や地域の人とのふれあいを大切にしながら、一人ひとりの個性と成長にあわせた幼児教育・保育を推進します。

数値目標

目標項目	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)	出典・留意事項
保育所入所児童数	36人	30人	再掲

現状と課題

- 乳幼児期は人間の一生のうちで心身ともにもっともめざましく発達し、人間形成の基礎を培う大事な時期です。町立保育所では、保・小・中 15 年間、あるいは生涯を通じた学びの観点に立ち、こどもの発達に合わせて、地域での多くの体験を通してこどもの好奇心や探求心を育み、心身の健やかな成長を促すことが求められます。

関連する 個別計画	古座川町教育大綱 古座川町子ども教育 15 年プラン 第 3 期古座川町子ども・子育て支援事業計画 第 2 期古座川町まち・ひと・しごと創生総合戦略 古座川町過疎地域持続的発展計画		
関連する SDGs	 3 すべての人に健康と福祉を	目標 3 すべての人に健康と福祉を	 4 質の高い教育をみんなに

主要施策

主要施策① 幼児教育・保育環境の充実

【教育委員会】

自然とのふれあいや地域の人々との交流を大切にしながら、英語に親しむ保育、体幹運動・リズム運動指導など、異年齢児集団の中でのびのび遊び・学ぶ教育と保育を推進し、豊かな心を持ち、たくましく生きる子どもたちの育成に努めます。

主な取り組み

- 就学前教育と学校教育とをつなぐ連携型の保・小・中一貫教育の推進
- 地域の自然や資源を活かした保育の実践
- 全身を動かす身体づくり・リズム運動
- ネイティブティーチャーによる英語あそび

基本施策 4-2 | 学校教育

基本方針


未来を担う子どもたちが、ふるさとに学び、世界に羽ばたく力を身につけられるよう古座川町ならではの質の高い教育を推進します。

数値目標

目標項目	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)	出典・留意事項
学校教育に対する満足度	22.9%	30.0%	住民アンケート

現状と課題

- 少子高齢化や情報化・国際化の進展といった時代の変革の中にあって、未来を担う子どもたちが知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」を育てていくことができるよう学校教育を推進することが求められています。
- そのため、こどもの視点に立って保・小・中・高18年間の学びの道筋を明確にし、少人数の中でも子どもたち一人ひとりの能力を伸ばすため、古座川町ならではの特色ある教育活動や、ICT機器の導入など教育環境の向上に取り組んできました。
- また、学校・家庭・地域が連携し、学校教育の成果を高め、地域活性化につなげていくため、コミュニティ・スクールの理念のもと、地域の人々の理解と協力を得た学校運営と地域人材を活用した地域学校協働活動も引き続き推進する必要があります。

関連する 個別計画	古座川町教育大綱 古座川町子ども教育15年プラン 古座川町いじめ防止基本方針 古座川町学校施設の長寿命化計画 第2期古座川町まち・ひと・しごと創生総合戦略 古座川町過疎地域持続的発展計画
関連する SDGs	 目標4 質の高い教育をみんなに

主要施策

主要施策① 特色ある学校教育の推進

【教育委員会】

基礎的な学力・体力、生活習慣、豊かな情操の獲得を基本としつつ、教科学習や総合的な学習の時間、課外活動などを通じて、こどもたちが自ら課題を見つけ、解決することを目指した教育を進めます。

そのために、保・小・中一貫教育による連携や、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動による地域との連携に力を入れた「地域全体でこどもを育む教育」を基盤に、英語教育や読書活動、GIGA スクール構想の推進など特色ある教育活動に取り組みます。

主な取り組み

- 就学前教育と学校教育とをつなぐ連携型の保・小・中一貫教育の推進（再掲）
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- 一人ひとりの発達に寄り添った特別支援教育の充実
- 豊かな自然や歴史・文化を活かしたふるさと学習の充実
- ネイティブティーチャーによる英語教育や読書活動の推進
- 給食への地元産農産物の活用による食農教育の推進

主要施策② 学びを支える環境づくりの推進

【教育委員会】

保育所・学校・教育委員会や行政機関が連携し、研修等による教職員の交流を図りながら、手厚い教育支援への協力体制を構築します。

また、少子化による児童生徒の減少に応じた望ましい学校規模の検討のもと、施設の老朽化や情報化への対応など教育環境の充実を図ります。

主な取り組み

- 学校規模の適正化の検討や施設・設備の老朽化等への対応
- 地域との連携による通学見守り活動の推進
- スクールバスの運行による安全な通学手段の確保
- こどもたちの放課後の安全な居場所づくり
- 不登校児童生徒の支援のための教育支援ルームの設置
- 家庭教育支援チームによる保護者等への伴走支援

主要施策③ 高校・大学等への修学支援

【教育委員会】

本町の地理的条件も踏まえ、こどもたちが自宅から高校に通うことのできる体制の確保に努めるとともに、高校生が希望する進路を選択し、将来の夢を実現できるよう支援します。

主な取り組み

- 高等学校等への就学に要する学費・通学費への助成
- 公営塾の拡充など修学支援策の検討
- 貸与型奨学金の拡充や給付型奨学金の創設の検討



基本施策 4-3 | 生涯学習・青少年健全育成

基本方針



子どもたちが地域での交流や様々な体験活動を通して健やかに成長し、住民一人ひとりが、生涯を通じて学び続けられる地域社会の実現を推進します。

数値目標

目標項目	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)	出典・留意事項
生涯学習に対する満足度	25.5%	30.0%	住民アンケート
青少年交流事業への延べ参加人数	23人	20人	

現状と課題

- 生涯学習は、住民が生活の質を高め、人生を豊かにするために重要であり、町では、公民館活動を中心に、講座やイベントの開催、生涯学習団体の育成などに取り組んでいますが、近年は、人口減少や高齢化、新型コロナの影響などにより、依然ほどの活気がなくなっています。
- 青少年を取り巻く環境は変化し続け、現在、不登校やヤングケアラーなど若者をめぐる課題が社会問題となっています。本町では、中央公民館の図書室など施設整備も含め、こども・若者の居場所づくりや、児童生徒への個別的な支援に取り組んでいます。また、青少年関係団体の活動を支援し、青少年の健全育成を推進しています。

関連する 個別計画	古座川町教育大綱 古座川町子ども教育 15年プラン 第2期古座川町まち・ひと・しごと創生総合戦略 古座川町過疎地域持続的発展計画			
関連する SDGs	 3 すべての人に 健康と福祉を	目標 3 すべての人に健康と福祉を	 4 質の高い教育を みんなに	目標 4 質の高い教育をみんなに

主要施策

主要施策① 地域に根ざした生涯学習活動の展開

【教育委員会】

各種自主グループや指導者の育成に努めるとともに、地域住民と行政が協働で、コロナ禍で休止・縮小を余儀なくされた学習活動の再開を図り、創意・工夫のもと、幅広い層の住民の参加につなげていきます。

主な取り組み

- 公民館活動の活性化と分館活動への支援
- 生涯学習・社会教育関係団体の育成・活動支援
- 人権教育講演会など講演会の開催

主要施策② 青少年・若者の成長を支える地域づくり

【教育委員会・健康福祉課】

青少年・若者が、人や社会と関わる力、自己肯定感など、人生を生き抜く力を身につけられるよう、関係団体等との連携のもと、青少年健全育成のためのイベントや地域での居場所づくりを進めます。

また、関係機関が連携しながら、ひきこもりやヤングケアラーなど、課題を抱える青少年・若者の状況把握に努め、伴走支援を進めます。

主な取り組み

- 青少年団体の育成・活動支援
- こどもたちの都市と農村の地域間交流活動の推進（再掲）
- こどもたちの放課後の安全な居場所づくり（再掲）
- 不登校児童生徒の支援のための教育支援ルームの設置（再掲）
- 家庭教育支援チームによる保護者等への伴走支援（再掲）

基本施策 4-4 | スポーツ

基本方針



住民一人ひとりが健康で生きがいをもって生活できるよう、それぞれのライフスタイルに応じたスポーツ活動を推進します。

数値目標

目標項目	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)	出典・留意事項
スポーツ施設の年間延べ利用人数	8,620人	9,000人	

現状と課題

- スポーツは、体力向上のみならず、健康づくりや仲間づくりを促し、心身の健全な発達に重要な役割を果たします。人口減少が進む中でも、住民一人ひとりのライフスタイルに合わせたスポーツ活動の機会の提供が求められています。

関連する 個別計画	古座川町教育大綱 古座川町子ども教育 15年プラン 第2期古座川町まち・ひと・しごと創生総合戦略 古座川町過疎地域持続的発展計画		
関連する SDGs	 目標 3 すべての人に健康と福祉を	 目標 4 質の高い教育をみんなに	

主要施策**主要施策① スポーツ・レクリエーションの振興**

【教育委員会・健康福祉課】

体育協会と連携し、スポーツサークルや関係団体の指導者の育成に努めるとともに、地域住民と行政が協働で、コロナ禍で休止・縮小を余儀なくされたスポーツ・レクリエーション活動の再開を図り、創意・工夫のもと、幅広い層の住民の参加につなげていきます。そのために、スポーツ施設の適正な維持管理に努めます。

主な取り組み

- スポーツ関係団体の育成・活動支援
- 体育協会等と連携したスポーツ大会の開催
- 健康や観光分野と連携したスポーツイベントによる地域活性化
- スポーツ施設の適正な維持管理



基本施策 4-5 | 文化・芸術

基本方針



住民主体の文化・芸術活動を振興するとともに、地域に根差した貴重な文化財の保存・活用を推進します。

数値目標

目標項目	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)	出典・留意事項
古座川町展参加者数	642人	700人	隔年開催
地域文化の記録・保存件数(延べ)	0件	10件	

現状と課題

- こどもから大人まで広く住民が様々な文化・芸術に親しみ、創造性を発揮して、町の魅力向上につなげていくことが期待されます。
- 本町は、有形・無形の貴重な文化財が遺る歴史豊かな町です。これまでも町史や民話、風土記を編纂していますが、引き続き、貴重な地域文化を記録・保存しながら、それらをまちづくり活動に活かしていくことが期待されます。

関連する 個別計画	古座川町教育大綱 古座川町子ども教育15年プラン 第2期古座川町まち・ひと・しごと創生総合戦略 古座川町過疎地域持続的発展計画			
関連する SDGs		目標 3 すべての人に健康と福祉を		目標 4 質の高い教育をみんなに

主要施策

主要施策① 文化財の保全・活用

【教育委員会】

専門機関等と連携しながら、有形・無形の文化財等の調査、記録、保存、修復等を推進するとともに、文化財の指定・登録を進め、本町の貴重な歴史・文化遺産の継承と活用を図ります。

主な取り組み

- 所有者や地域住民と連携した文化財の保護・保全
- 地域の貴重な歴史・文化遺産の調査・記録
- 人々の暮らしを支えてきた民俗資料の展示
- 地域の文化財等の魅力の周知・啓発

主要施策② 芸術・文化活動への支援の推進

【教育委員会】

芸術鑑賞会や公民館活動を通じて住民が文化・芸術に触れる機会づくりに努めるとともに、芸術活動や新たな文化創造の取り組みに対して、必要な支援を行っていきます。

主な取り組み

- 幅広い世代の住民が参加する古座川町展の開催
- 公民館活動の活性化と分館活動への支援（再掲）
- 気軽に音楽に触れることのできるコンサートの開催
- 子どもたちが伝統文化を学ぶことのできる機会の創出

地域への想いがつながる 協働・共創のまち

基本施策 5-1 | 協働・共創

基本方針



地域の課題の改善・解決に向け、住民と行政がそれぞれの役割と責任を担う協働・共創のまちづくりを進めます。

数値目標

目標項目	基準値 (2023 年度)	目標値 (2029 年度)	出典・留意事項
住民参画や協働の満足度	19.7%	30.0%	住民アンケート

現状と課題

- 少子高齢化が進み、まちづくりの担い手が減少している中では、防災や環境保全、福祉など、複雑・多様化する地域課題の改善・解決にあたっては、住民や団体、事業者、さらには本町に関係する様々な人々と行政が一緒になり、町の魅力づくりに対して意見やアイデアを出し合いながら、みんなでもにまちを創っていく必要があります。

関連する 個別計画	第2期古座川町まち・ひと・しごと創生総合戦略 古座川町過疎地域持続的発展計画		
関連する SDGs	 目標 11 住み続けられるまちづくりを	 目標 17 パートナーシップで目標を達成しよう	

主要施策

主要施策① 協働・共創のまちづくりの推進

【総務課ほか】

多様な主体が協働で地域課題の改善・解決するために、NPO など公益的な活動団体の育成・支援に努めるとともに、公共施設の管理や公共サービスの提供への民間の参入を促進していきます。また、計画策定や施策・事業の検討・評価にあたっては、可能な限り住民参画を進め、関係者の理解・協力を得ながら共創のまちづくりを進めます。

主な取り組み

- 公益的な活動団体の育成・支援
- 行政サービスへの民間活力の活用の促進
- 計画策定・評価にあたっての住民参画の推進

基本施策 5-2 | コミュニティ活動

基本方針



地域の課題解決や魅力向上に向けて、人々の連帯感を培いながら住民主体のコミュニティ活動の展開を推進します。

数値目標

目標項目	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)	出典・留意事項
コミュニティ活動の充実度	20.1%	30.0%	住民アンケート （「とても充実感がある」「少し充実感がある」の合計）

現状と課題

- 本町では、区ごとに自治会が組織されており、環境美化、防災など、様々な活動が展開されているほか、旧町村単位で運動会や演芸会が開催されている地区もあります。また、祭りなど伝統行事を継承する団体や、七川ふるさとづくり協議会など地域活性化をテーマに活動する団体もコミュニティづくりの一角を担っています。
- コミュニティ活動は、価値観の多様化や少子高齢化の進行に伴い、コロナ禍もあってその組織力が大きく減退しており、参加の方法や組織の維持方法について、住民と行政で話し合いを進めていくことが求められています。

関連する 個別計画	第2期古座川町まち・ひと・しごと創生総合戦略 古座川町過疎地域持続的発展計画		
関連する SDGs	 目標 11 住み続けられるまちづくりを	 目標 17 パートナーシップで目標を達成しよう	

主要施策

主要施策① コミュニティの維持・強化

【総務課・地域振興課】

身近な地域でのあいさつ、声かけ、見守りなどを啓発するとともに、転入者や関係人口の地域活動への参加を促し、自治会などの地域活動組織が、環境美化や景観形成、防犯・防災、福祉などの活動を計画的に行い、地域課題の改善・解決につなげていくことを継続的に支援していきます。

主な取り組み

- 自治会の運営支援
- 地域運営組織等の地域で活動する団体の育成・支援
- 地域おこし協力隊や集落支援員の設置
- 住民が主体となる地域づくり活動への支援



基本施策 5-3 | 人権・男女共同参画

基本方針





住民一人ひとりがお互いを尊重し、多様な価値観を認め合いながら共生する地域社会の実現を推進します。

数値目標

目標項目	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)	出典・留意事項
特設人権相談所開設日数	4日	4日	

現状と課題

- 子ども、高齢者、障がいのある人などすべての人々が心豊かに暮らしていけるよう、人権尊重の社会づくりを進めていく必要がありますが、インターネット上の誹謗中傷や、性的少数者の差別、新型コロナへの不安を要因とする人権侵害、組織におけるハラスメント（パワハラ等）など、新たな問題も顕在化しています。

関連する 個別計画	古座川町男女共同参画基本計画 第2期古座川町まち・ひと・しごと創生総合戦略 古座川町過疎地域持続的発展計画			
関連する SDGs	 目標 5 ジェンダー平等を実現しよう	 目標 10 人や国の不平等をなくそう	 目標 16 平和と公正をすべての人に	 目標 17 パートナーシップで目標を達成しよう

主要施策

主要施策① 人権教育・啓発の推進

【住民生活課・教育委員会】

人は、性や人種・国籍、心身の状況、生育環境や社会的地位、性格や思想・信条などがみな異なり、その多様性は、本来、個々人の人生や社会を豊かにするものです。

一人ひとりがお互いの多様性を認め合い、差別やいじめ、虐待等のない地域社会の実現に向け、人権を尊重する教育・啓発活動を引き続き推進します。

主な取り組み

- 社会を明るくする運動の推進
- 人権尊重委員や弁護士による人権・行政相談
- 人権教育講演会などの開催

主要施策② 男女共同参画の推進

【住民生活課・教育委員会】

男女共同参画社会の実現を目指し、家庭や学校、職場、地域で性別によって行動や考え方、生き方を制限されることなく、一人ひとりの個性や能力を充分発揮することができる社会の実現のために啓発・学習活動を推進するとともに、あらゆる施策に男女共同参画の視点を組み入れるよう努めます。

主な取り組み

- 男女共同参画についての広報・啓発
- 性別にとらわれない教育の推進
- DV相談・支援体制の充実

基本施策 5-4 | 移住・定住

基本方針



持続可能なまちづくりのために、移住者や関係人口の受入体制の整備と、交流人口の増加につながる交流活動を推進します。

数値目標

目標項目	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)	出典・留意事項
定住支援制度活用による移住者数	3人	5人	
地域おこし協力隊員数	3人	3人	

現状と課題

- 人口減少を抑制し、活力ある地域を維持していくために、本町に移住したい、本町にずっと住んでいたいと思ってもらえる移住・定住の環境整備が重要です。
- 地域間の交流活動は、地域活性化への大きな契機となるものであり、また、国際化の進展に伴い、多文化共生の意識をもつことも必要となっています。

関連する 個別計画	第2期古座川町まち・ひと・しごと創生総合戦略 古座川町過疎地域持続的発展計画		
関連する SDGs	 11 住み続けられるまちづくりを	 17 パートナリーシップで目標を達成しよう	目標 11 住み続けられるまちづくりを

主要施策

主要施策① 移住・定住支援の推進

【地域振興課・総務課】

数ある自治体の中から本町を選んでもらうために、移住前からの伴走型のきめ細やかな相談支援や、オーダーメイド型の移住体験、空き家のマッチングによる住宅の確保などきめ細やかな支援を進めます。

主な取り組み

- 地域と連携した伴走型の移住支援
- 移住・定住者の住宅確保への支援（再掲）
- 地域おこし協力隊の設置と起業支援（再掲）
- 移住支援 WEB サイトの運営
- 住宅地の整備の検討（再掲）

基本施策 5-5 | 情報発信

基本方針



住民はもちろん、国内外に古座川町の魅力を発信し、行政サービスの円滑な提供とまちの活性化を推進します。

数値目標

目標項目	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)	出典・留意事項
町ホームページアクセス数	103,541回	200,000回	再掲

現状と課題

- こどもから高齢者まで、町民が必要な情報を適切に入手し、サービスを適正に活用できるよう、広報誌や町ホームページなど様々な媒体を活用し、広報を推進することが求められます。
- 地域の魅力をアピールし、イメージを向上させる「シティプロモーション」は、全国・世界の人々の関心を集め、交流人口・関係人口の増加を図るためだけでなく、住民の地域への誇りの醸成にもつながることから、取り組みを進めていくことが期待されます。

関連する 個別計画	第2期古座川町まち・ひと・しごと創生総合戦略 古座川町過疎地域持続的発展計画		
関連する SDGs	 11 住み続けられる まちづくりを	目標 11 住み続けられるまちづくりを	 17 パートナーシップで 目標を達成しよう

主要施策

主要施策① 情報発信の強化

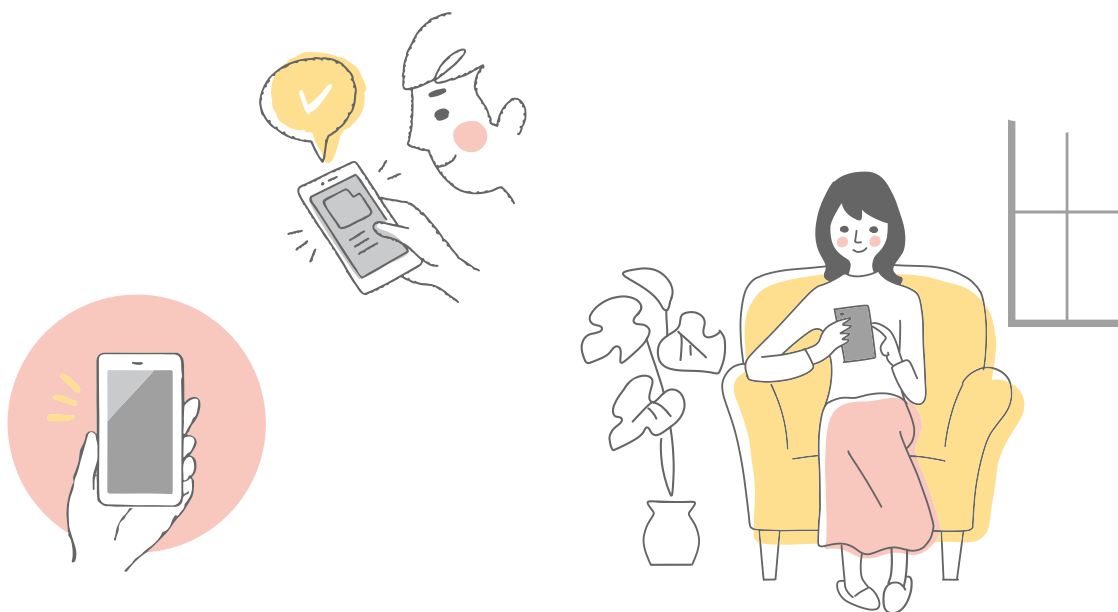
【総務課ほか】

情報発信について、広報誌などのこれまでの紙媒体に加え、ホームページやSNS、アプリケーションなどのデジタル媒体を強化し、迅速な伝達に努めます。

また、魅力ある地域資源を国内外に向けて発信し、本町のブランド力の向上を図ることにより、地域住民の愛着や誇りの醸成と、町への訪問者の拡大に努めます。

主な取り組み

- 広報・広聴活動の充実
- ホームページや SNS による情報発信の強化（再掲）
- シティプロモーションによる交流人口・関係人口の拡大



基本施策 5-6 | 行財政運営

基本方針


将来にわたって安定した行政サービスを提供するために、経営資源が大きく制約されることを前提に計画的な行財政運営を推進します。

数値目標

目標項目	基準値 (2023年度)	目標値 (2029年度)	出典・留意事項
職員研修の年間延べ受講者数	60人	100人	
経常収支比率	82.1%	85.0%	

現状と課題

- 地域課題の多様化・複雑化が進む中、これからの行政には、住民をはじめ多様な主体と協働・共創しながら、自らの進むべき方向性を定め、具体的な施策を実行していくことが求められています。
- 住民の満足度の向上に向け、限られた経営資源を有効活用するために、庁内の機構改革や人材の確保・育成等の人事戦略や、行政DXによる業務改革・効率化を進め、職員一人ひとりがもてる力を最大限発揮できる組織づくりに取り組む必要があります。
- 財政においては、今後、少子高齢化の進展に伴う社会保障関係経費や、公共施設等の老朽化対策に要する経費の増大が見込まれ、財政の健全性の維持と将来への必要な投資の両立を図る持続可能な財政運営が求められています。

関連する 個別計画	古座川町人材育成方針 古座川町定員管理計画 古座川町公共施設等総合管理計画 第2期古座川町まち・ひと・しごと創生総合戦略 古座川町過疎地域持続的発展計画
関連する SDGs	 目標 17 パートナーシップで目標を 達成しよう

主要施策

主要施策① 機能的な行政組織づくり

【総務課】

協働・共創の担い手として、限られた人員で多様化・複雑化する地域課題に対応するため、機能的な組織体制づくりを進めるとともに、幅広い視野で積極的に行動できる職員の育成を推進します。

主な取り組み

- 庁内の連携を強化する機能的な組織体制の構築
- 多様な採用制度の活用や人事交流の検討
- 研修の充実や人事評価制度の運用による人材育成の仕組み化
- 行政 DX による業務改革・効率化の推進
- 行政サービスへの民間活力の活用の促進（再掲）

主要施策② 財政の健全運営

【総務課】

老朽化した公共施設等の維持管理や、多様化・複雑化する行政需要に対応するため、自主財源の確保に努めるとともに、経常経費の節減、財源の重点的・効率的な配分、各種事業の見直しなど、より一層の財政の健全運営を推進します。

主な取り組み

- 総合計画等を踏まえた計画的な予算編成
- 課税対象の的確な把握と収納率の向上
- ふるさと納税の推進（再掲）
- 公共施設等の適正管理・有効活用

主要施策③ 広域行政の推進

【総務課ほか】

住民の生活圏域の広域化や、行政課題の複雑化が進む中で、環境衛生、常備消防など、既存の広域行政事務を引き続き推進するとともに、多様な分野でのさらなる広域連携を検討していきます。

主な取り組み

- 近隣自治体との連携・相互協力の強化
- 一部事務組合の運営の効率化

資料編

1 | 策定の経過

古座川町第6次長期総合計画の策定経過

年 月 日	内 容 等
令和6年（2024年）6～9月	第5次長期総合計画の評価検証
令和6年（2024年）7月21日	町長インタビューの実施
令和6年（2024年）7～8月	住民アンケート調査の実施
令和6年（2024年）8月21日	若手職員ワーキングの実施
令和6年（2024年）9月17・18日	各課ヒアリングの実施
令和6年（2024年）9月30日	第1回審議会の開催（策定方針の協議、アンケート結果報告）
令和6年（2024年）10月18日	各種団体ヒアリングの実施
令和6年（2024年）12月6日	第2回審議会の開催（第5次長期総合計画の検証結果についての報告、若手職員ワーキンググループの提言案についての検討、基本構想策定についての諮問）
令和7年（2025年）1月31日	第3回審議会の開催（基本構想素案の検討）
令和7年（2025年）3月6日	第4回審議会の開催（重点プロジェクト等の検討）
令和7年（2025年）3月28日	第5回審議会の開催（審議会答申案の検討）
令和7年（2025年）3月31日	審議会から町長へ基本構想策定についての答申

2 | 審議会委員名簿

古座川町長期総合計画（前期基本計画）審議会委員名簿

番号	氏名	所属・役職	選任事項	備考
1	岸田 治	国立大学法人北海道大学 北方生物圏フィールド科学センター 和歌山研究林 林長	学識経験を有する者	
2	西川 一弘	国立大学法人和歌山大学 紀伊半島価値共創基幹災害科学・レジリエンス共創センター 教授	学識経験を有する者	
3	高尾 百子	古座川町教育委員会 委員	行政機関の委員	副会長
4	山本 拓自	古座川町農業委員会 委員	行政機関の委員	
5	奥根 公平	古座川町老人クラブ連合会 会長	公共的団体の役職員	
6	勝山 高嘉	南紀森林組合 代表理事組合長	公共的団体の役職員	
7	切土 知憲	社会福祉法人高瀬会 業務執行理事	公共的団体の役職員	
8	坂本 直弥	古座川町観光協会 会長	公共的団体の役職員	
9	下山 隆正	七川ふるさとづくり協議会 会長	公共的団体の役職員	
10	須川 陽介	古座川町商工会 青年部長	公共的団体の役職員	会長
11	洞 佳友	古座川町連合PTA 会長	公共的団体の役職員	
12	山本ちどり	古座川町地域連絡協議会	公共的団体の役職員	
13	東 司郎	古座川町区長連合会 会長	住民代表	
14	淡佐口幸男	古座川町議会 総務常任委員会 委員長	住民代表（議会）	
15	樫原 貴子	古座川町議会 産業建設常任委員会 委員長	住民代表（議会）	

古座川町 第6次長期総合計画

令和7年4月 古座川町

〒649-4104 和歌山県東牟婁郡古座川町高池673番の2

電話：0735-72-0180 FAX：0735-72-1858

Eメール：info@town.kozagawa.lg.jp

